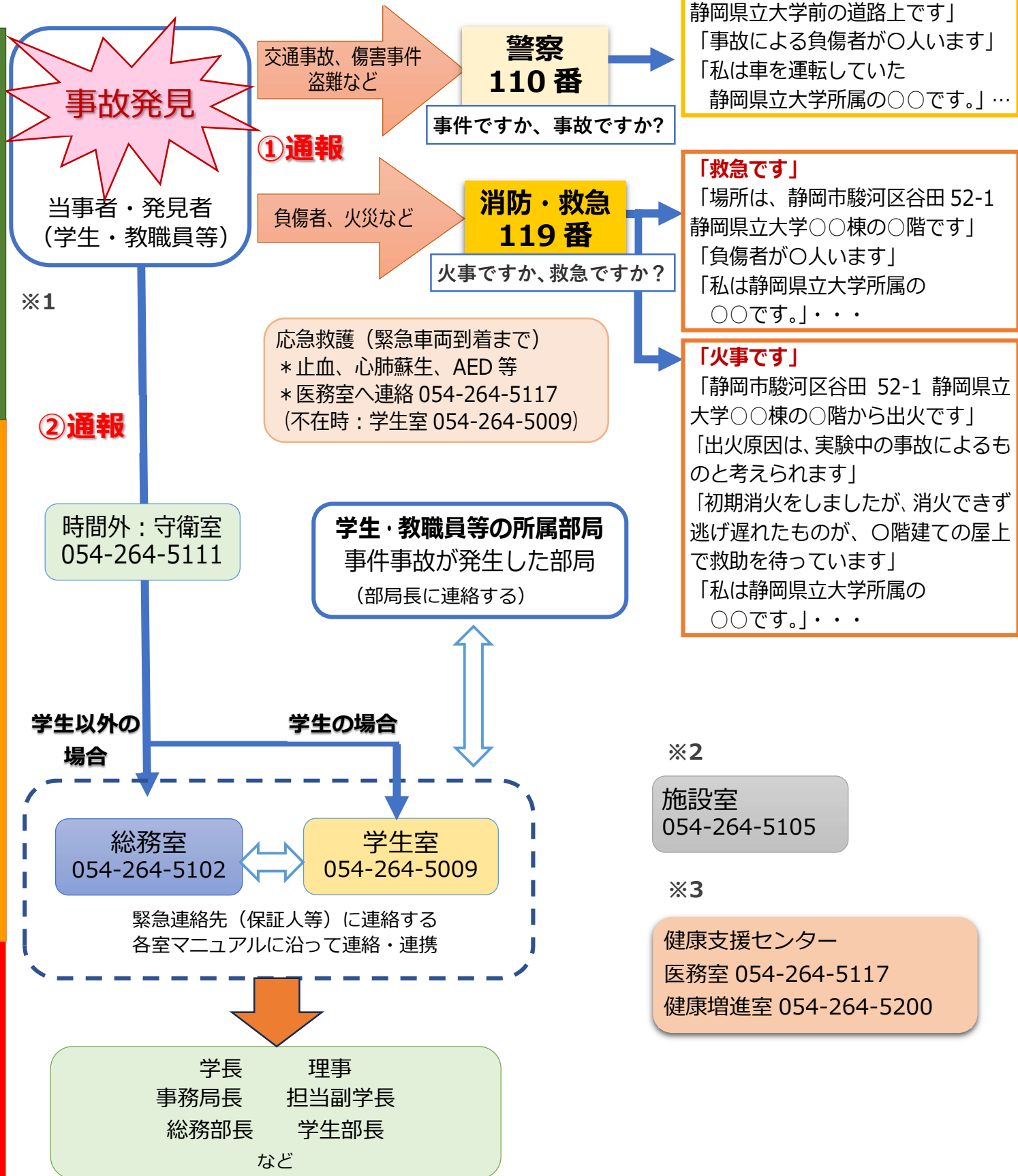


事故・救急・火事等の通報マニュアル

事件事故が発生した場合

緊急車両が入構する場合

重大な事件事故が発生した場合



- ※1. 当事者・発見者（学生・教職員等）及び守衛室は速やかに消防署・警察署に通報し緊急車両の学内入構に対応する。また、必要に応じて、緊急車両到着まで応急救護にあたる。
- ※2. 建物の火災や倒壊など、施設の破壊にかかる事件・事故の場合は、施設室に連絡する
- ※3. 学生・教職員の健康に係ることで、重篤な被害があった場合は、学生室・総務室から、健康支援センターに報告する。